

意見書案第 4 号

えん罪被害者の救済のための刑事訴訟法の再審規定の早期改正を求める意見書案  
上記の意見書案を提出する。

令和 6 年 10 月 9 日

提出者	和 田 一 繁
賛成者	角 井 英 明
賛成者	長 崎 任 男
賛成者	伊 藤 容 子
賛成者	小 川 吉 則
賛成者	馬 場 和 子
賛成者	森 野 克 彦

えん罪被害者の救済のための刑事訴訟法の再審規定の早期改正を求める意見書

彦根市には、再審請求人として奮闘中の市民、再審請求が認められ再審公判で無罪を勝ち取った市民がいます。再審請求においては、本人の努力はもとより彦根市民の温かい支援が寄せられています。

彦根市在住の阪原弘次さんは、日野町事件について、亡父阪原弘さんのえん罪を晴らすべく再審を請求し、大阪高裁で認められました。しかし、現在の法制度のもとで、検察官が最高裁に特別抗告し、再審請求の途中の状態です。再審請求権が確定しなければ、再審公判で無罪を勝ち取るための手続きは開始されません。阪原弘さんが逮捕されてから 36 年、有罪判決が確定して 24 年、阪原弘さんは、確定の翌年に再審請求を行いました。えん罪を晴らせず尊厳を回復できないまま亡くなりました。

同じく彦根市民の西山美香さんは、湖東記念病院事件で見事えん罪を晴らしましたが、社会人としての人生設計の前半といえる時期をまるごと奪われました。

再審が「針の穴にラクダを通すほど難しい」といわれ、そして、あまりに時間を要するものとなっているのは、再審に関して定めた法律の規定(刑事訴訟法第 4 編「再審」)があまりに少なく、

えん罪の救済という再審の目的にふさわしい証拠開示をはじめとする手続きが法定されておらず、審理を担当する裁判所の裁量にゆだねられていること、再審開始決定に対して検察官による不服申し立てができることに大きな原因があります。

えん罪は、きわめて重大な人権侵害です。一日も早く刑事訴訟法がえん罪の救済に適した内容となるよう以下3点の改正を求めます。

- 1 証拠開示を制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申し立ての禁止
- 3 再審請求手続きの規定を公正な判断ができるものに整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年10月9日

彦根市議会

内閣総理大臣 殿  
法務大臣 殿  
衆議院議長 殿  
参議院議長 殿